

競技かるた同好会 規約

(名称)

第1条 本団体は、競技かるた同好会と称する。

(目的)

第2条 本団体は、和の心を育み競技かるたを通して技術力・精神力・集中力を鍛える。競技として日本文化としてかるたを親しみ、多くの人にかるたの魅力を広めることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画書を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額2,000円とし、新年度6月中に徴収することとする。
但し、年度途中に加入したものは入会后1か月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等がある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めない事項については全構成員の2/3の賛成により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の2/3の賛成により改廃される。

(罰則等)

第8条 部員が以下の行為を行った場合は、その程度により注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- 1) 役員が職務を遂行しなかったとき。

- 2) 本同好会規約に違反したとき。
- 3) 公序良俗に違反し、反社会的な行動を行ったとき。
- 4) 上記のほか、同好会の運営上好ましくない者と同好会代表及び同好会副代表が認めたとき。

附則

この規約は、令和6年8月8日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和7年4月7日から適用する。